

宝島通信

令和6年1月26日発行
天草警察署
沿岸警備協力会

天草警察署沿岸警備協力会第2回理事会を開催しました！

令和6年1月25日(木)、天草警察署沿岸警備協力会は、令和5年度第2回理事会を開催しました。

今年度、2回目の理事会では、事務局より令和5年度の事業報告及び先日当会のホームページに掲載した、水上バイクに関する注意喚起を促す資料等の紹介を行ったほか、新役員の紹介及び、新規個人会員の承認を行いました。

当会は、今後も美しい天草の海を守るために積極的な活動を推進していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。🐼



ルールを守って水上バイクを楽しもう！

今回、皆さんが安心して天草の海を楽しめるように、マリンスポーツとして有名な水上バイクについてご紹介をしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、水上バイクの危険運転行為に関するニュースが様々なメディアで取り上げられており、この天草でも去年の8月頃、イルカの群れ付近で水上バイクが漁をしていた漁船に接近するなどの危険行為をする状況が全国ニュースで取り上げられました。

美しい天草の海には、いくつもの素晴らしい海水浴場があり、またイルカウォッチングも大人気で、たくさんの方が天草へ来てくれます。

天草へと足を運んでくださった方に、もっと楽しく、また来たいと思って貰えるためにも、海のルールをしっかりと守り、美しい天草の海をもっと広めていきましょう！

これからも天草沿岸警備協力会は海での事件・事故防止のために活動を頑張りたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い致します。最後に、水上バイクに関するルールについてご紹介させていただきます！

～水上バイクに関する法律・命令(令和6年現在)～

- 国の法令「船舶職員及び小型操縦者法」
水上オートバイを含む小型船舶の危険行為及び飲酒乗船の規制法律として、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」があります。
危険行為の禁止として、
「衝突その他の危険を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦、その他の人の生命、身体または財産に対する危険を生じさせるおそれがある操縦として、国土交通省で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の物に小型船舶を操縦させてはならない」と定められています。
また上記規定を違反した者には、操縦免許の取り直しや業務の停止等の行政処分になる場合があります。
- 熊本県の条例「熊本県遊泳防止条例」
熊本県の遊泳防止条例では、第12条において「海水浴場における危険行為等の禁止」として、モーターボートや水上オートバイによる危険行為を禁止しています。
正当な理由なく、ヨット又はモーターボートその他の原動機を用いて推進するような船舶若しくはこれらに引かえりされる物を
経航(航上)に向かって航行操縦し、急発進、急減速(スピードを上げて操縦)等して、遊泳者に対し、不安を醸成させるような行為をしてはならないと規定しています。
これを「常習」として、違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると規定されます。

このように海のルールは厳しく規定をされており、しっかりとルールを守って、楽しみましょう！

★沿岸での犯罪及び事故防止にご協力をお願いします★

【通報先】

(警察への緊急通報)	(天草警察署)
110番	0969-24-0110
(天草警察署沿岸警備協力会)	0969-24-3554



(HP)

★沿岸での犯罪及び事故防止にご協力をお願いします★



当会では、沿岸部における犯罪や事故を防止するために、天草各地区の沿岸部のパトロールを実施しています。

沿岸にかかる事件・事故についての情報を認知した際は下記連絡先まで通報をお願いします。

★ 110番
(警察への緊急通報)

★ 24-0110
(天草警察署)

★ 24-3554
(天草警察署沿岸警備協力会)



(HP)